

# 海上千葉氏と香取内海

— 内海をめぐる戦国争乱 —

Occupation of the Inland Sea (KATORINOUCHUMI)  
by Sengoku Lords (UNAKAMICHAUZI)

鈴木 哲雄

SUZUKI Tetsuo

## はじめに

本稿は、戦国時代の香取内海世界を地域史の方法としての香取内海論<sup>①</sup>に位置付けようとするものである。周知のように、香取内海については室町時代の応安七年(一三七四)の「海夫注文」<sup>②</sup>によって想定される海夫(海民)の地域世界があり、近世には「霞ヶ浦四十八津」・「北浦四十四津」に代表されるような、個別化された香取内海内の湖沼や河川流域に海民(川の民)による自治組織が顕在化する<sup>③</sup>のであった。

すでに、室町・戦国時代の当該地域の地域史研究としては、佐藤博信「常総地域史の展開と構造」がこの地域を「常総地域圏」と名付けて、南常陸と東下総の政治的な一体性と関東足利氏との緊密な

関係について論じており、横田光雄は下総国側の小見川とそこに所在した禅宗寺院の種徳寺に注目しつつ、戦国時代の常総間の内海沿岸地域の流通<sup>④</sup>と経済活動と宗教について総括的に論じている。屋上屋を架すことになろうが、本稿では、香取内海を戦国時代史のなかに位置付けつつ、可能な限り海夫(海民)に視点をおきつつ関係史料を再検討してみたいと考える。

具体的には、戦国時代の海上千葉氏に関するこれまでの研究成果に学びつつ、海上千葉氏の領国の中核に香取内海下流域を位置付ける。そうすることで海上千葉氏による領国支配の要は海夫の支配にあったとの仮説に立ち、それを検証したい。

もともと「海上<sup>⑤</sup>」とは、香取内海の一部を意味する地名であり、豪族名であった。『常陸国風土記』香島郡条によれば、鹿島神宮の神郡としての常陸国鹿島郡は、大化五年(六四九)に、下総国の海

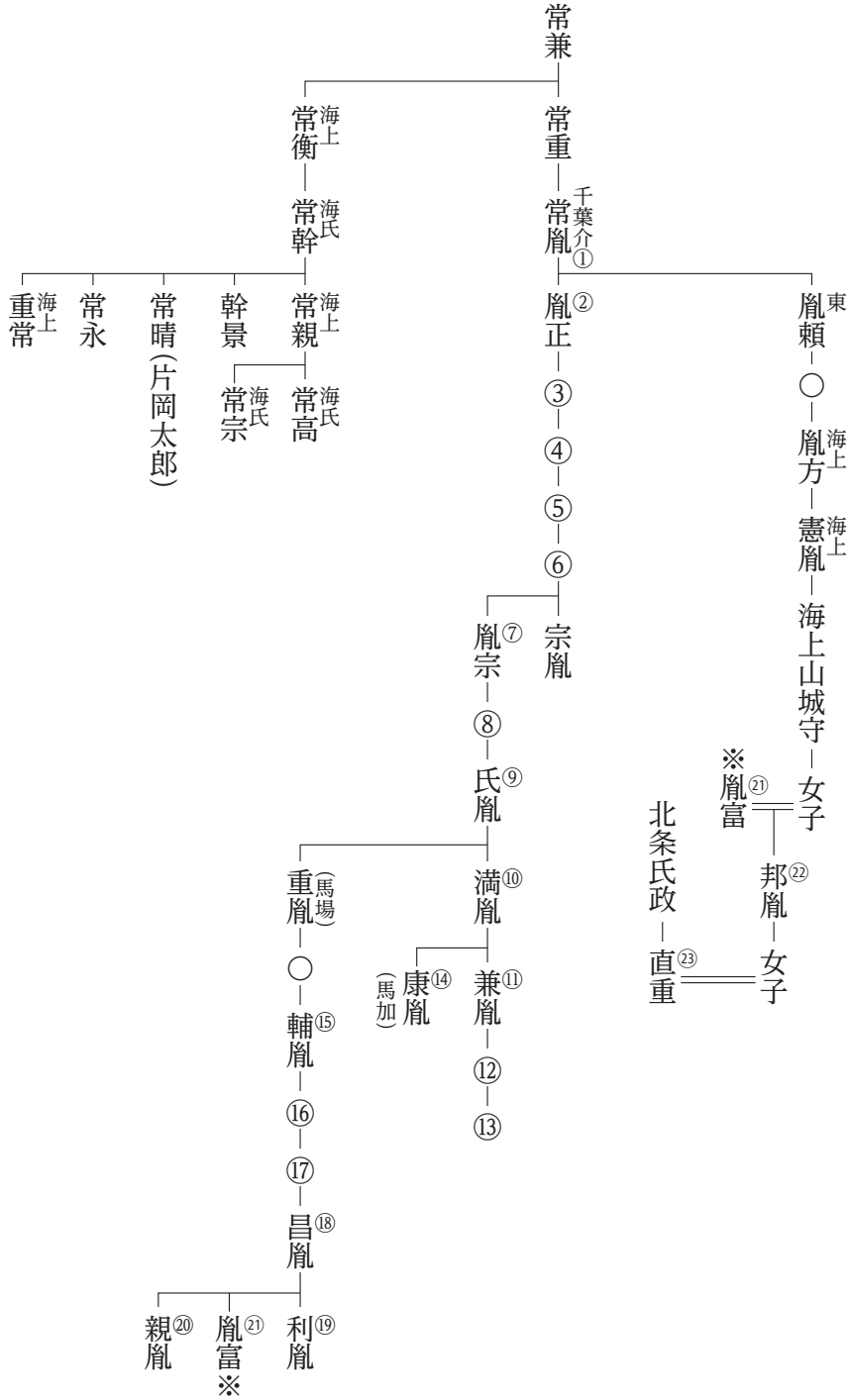


図1 海上千葉氏略系図

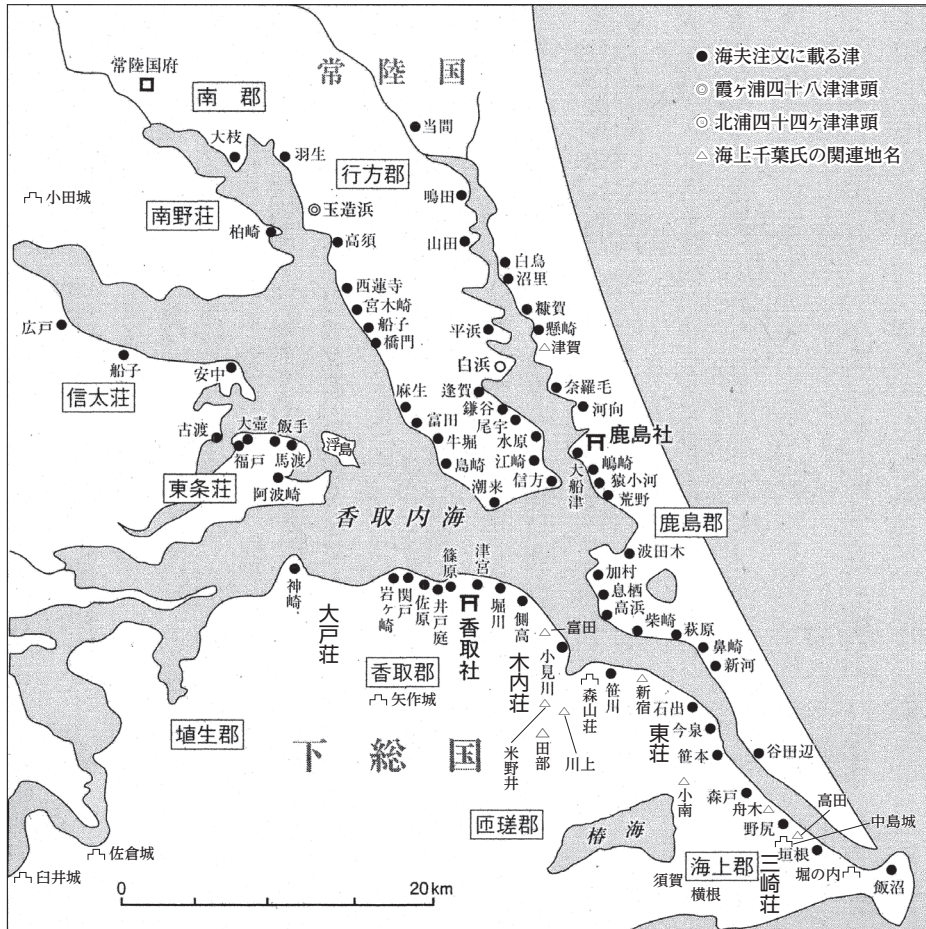


図2 香取内海の地域世界

上国造の部内軽野以南の一里(郷)と常陸国的那賀国造の部内寒目以北の五里(郷)を別けて建郡されたという。現在の利根川を跨いで常陸国鹿島郡の軽野以南は海上国造の部内にあつたのである。海上国造の部内の中心は香取内海の下流域の、文字通り「海上」にあつたと考えるべきであろう。古代の諸史料には、海上国造他田日奉部おくだのひまはりべが下総国海上郡大領などとみえるが、中世史料での海上氏は千葉氏一族が占めるようになる。

さて図1の「海上千葉氏略系図」に、千葉氏の惣領Ⅱ千葉介の系譜と海上氏の関係を示したが、本稿で具体的に検討するのは二二代千葉介の千葉胤富である。胤富は、十六世紀中頃の人物で千葉介昌胤の三男であり、千葉氏一族の「海上山城守」の娘に婿入りしたが、兄の利胤の跡を継いだ弟親胤の死去によって、海上氏として香取内海下流域を含む下総国海上郡周辺を権力基盤としたまま千葉介の地位を継承し、下総千葉氏の本城佐倉城5(現在の本佐倉城跡。佐倉市・酒々井町)の城主となつたとされている。

その千葉胤富に関わる史料には、滝川恒昭によって戦国時代の房総の流通商人史料として再評価された宮内文書6と、外山信司が検討を重ねている戦国末期の海上千葉氏の重臣であつた原大炊助・同若狭守父子系の家伝文書、原文書がある。両文書には、滝川や外山も検討した香取内海の船に関する文書が含まれている。海上千葉氏として香取内海下流域を権力基盤とした千葉胤富に関係するこれらの文書を再検討し、香取内海世界に位置付けることで、十四世紀の「海夫注文」の世界と近世の霞ヶ浦四十八津・北浦四十四津の自治的世界とを架橋したいと思う。

## 一 香取内海と内海の領主

### 1 中世の海上氏と片岡常春

戦国末期の海上千葉氏による香取内海支配の前提として、まずは鎌倉時代から室町時代の海上氏8と同族の木内氏が、香取内海下流域を支配した内海の領主であつたことをみておきたい。

はじめにでふれたように、古代の海上国造は香取内海下流域を跨いで支配圏を有した文字通り海上の民、海民の首長であつたと考えられる。その海上国造他田日奉部は下総国海上郡の郡司(大領)となつたが、中世の海上氏は「千葉大系図」によれば、千葉介常胤の叔父(常胤の祖父平常兼の五男)常衡が「海上与市」を称したのが最初とされている。常衡は「下総国海上郡」に居城し、その子常幹は「海上太郎」を称したとあるが、そこで系図は途切れる。しかし、神代本「千葉系図」には、常幹の子息に常親(海上小大夫・幹景(岩世太郎)・常晴(片岡太郎)・常永(海上三郎)・重常(海上五郎)とある。このなかの「常晴(片岡太郎)」が、『吾妻鏡』において源頼朝拳兵時の海上郡三崎荘の領主とみえる片岡常春であろう(図1参照)。

片岡常春は佐竹氏一族と親族関係(妻が佐竹忠義の娘)にあり、舅の佐竹忠義に同心して謀叛の企てがあると疑われた。『吾妻鏡』によれば、使者の雑色が常春の領所下総国に派遣されるとその雑色を傷害・面縛したため、治承五年(一一八二)三月二十七日、源頼朝

よって所帯等を召し放たれている。そして、文治元年(一一八五)十月二十八日には、常春の領所三崎荘は千葉介常胤に与えられたとある。しかし、文治五年三月十日条には、常春の領所等「下総国三崎庄、舟木、横根」は「元の如く返付せら」れたが、やはり同日に返付は取り消されたとみえる。片岡常春の所領没収の理由は、佐竹氏との共謀ではなく、使者の雑色を傷害し面縛したことにより、赦免しうるものであったし、常衡系海上氏一族のすべての所領・諸職が没収されたのではなかった。事実、神代本「千葉系図」には、右にみた常親の子息常高(海上小大夫太郎)・常宗(海上小大夫次郎)などの常衡系海上氏の系譜が記載されている。また、所領の「横根」は他の史料で三崎荘の「加納横根」とみえ、<sup>10)</sup>「舟木」も和名抄郷の船木郷に関わるであろうから、常春の所領は、三崎荘と同加納の横根郷、そして舟木郷であり、海上郡内の他の村郷は常春以外の常衡系海上氏を在地の領主としたものと考えられる。

結局、三崎荘と同加納横根(横根郷)・舟木郷は、下総国東荘などとともに千葉介常胤から子息の東頼胤、さらに孫の重胤に継承され、重胤の子息胤方に「海上郡」が譲られることで、胤方が千葉系海上氏の初代となつたとされている。海上胤方についての「千葉大系図」の注記には、「承久年中下総国海上郡を分与される。故に海上次郎と号す。海上太郎常幹の裔絶をもつて此の称号を起こす」とある。ただし、胤方の弟の胤久は「海上四郎」、同じく胤有は「海上五郎」とみえ、胤方の子息の代にも胤景が「海上弥次郎」、長胤が「海上四郎」、行胤が「海上中務丞」「法号理一、船木と号す」とある。また、胤景の子息の教胤は「海上太郎」「横根郷主」とあり、同じく胤泰は「海上六郎」「海上惣領」とみえる。胤泰の子息には

師胤がおり(神代本「千葉系図」には「筑後守」とある)、娘は「佐竹上総介貞義妻」と記載されている。

千葉氏系海上氏にしても、海上郡(海上荘あるいは三崎荘<sup>11)</sup>)を一系で支配したわけではなく、庶子を含めて惣領制的な支配がなされていた。また、常衡系海上氏は片岡常春以降も存続したのであり、「海上」を名乗る在地の領主は常衡系・千葉氏系とも複数存在したのであった。

以前にふれたように、室町時代に成立したとされる『義経記』巻第四には、源義経の従者として片岡経春なる人物が登場する。『吾妻鏡』にみえる片岡常春のこととされる。『義経記』では、片岡経(常)春は「常陸の国鹿島の行方といふ荒磯にそせい(素生)したるもの」であり、香取内海の行方と浮島を自由に往来したと描かれている。『義経記』での経春は、下総国海上郡に生まれたのではなく(片岡は、鹿島郡内の地名か、常陸国鹿島の行方(本来の鹿島郡と行方郡は異なるが)の荒磯に素生した海民の長であり、香取内海内の「霞ヶ浦」を自由に往来した内海の領主であったと想定されている)。

こうした内海の領主としての片岡経(常)春の姿は、全くの作り話というわけではなく、古代以来の香取内海に生活する海民とその領主の姿が反映したものであろう。片岡常春が属した常衡系海上氏はもちろんのこと、千葉氏系の海上氏も香取内海の領主であったと考えるべきである。

## 2 木内氏と香取内海

千葉氏系海上氏と同じく千葉六党の東氏の一族である木内氏に関



わる史料については、木村修が香取内海下流域を「東部常総国境地域」と呼んだうえで、まとめて紹介している。木村は、まず茨城県潮来市の海雲山長勝寺の元徳二年（一三三〇）改鑄の銅鐘銘を検討した。<sup>14</sup> その銘文には「文治元年（一一八五）右大将殿時所立也」そして「鎌倉殿御願所」という長勝寺創建の由来が刻まれていること、また中国元の臨済宗の高僧で鎌倉末期に鎌倉の円覚寺や建長寺に住した清拙正澄による賛があり、その賛に「客船夜泊 常陸蘇城」とあるのは、福州に生まれ蘇州に近い杭州で修行した清拙が鎌倉末期の潮来（海夫注文では「いたくの津」）の殷賑ぶりを中国の港湾都市蘇州になぞらえたものであることなどを指摘している。そして改鑄の主体として、得宗の北条高時の名が「大檀那相模禪定崇鑑」、木内胤長の名が「大施主下総五郎禪門道暁」と刻まれている。前者は北条得宗勢力と常総国境地域（香取内海下流域）との関係を伺わせるものだとし、後者を千葉氏一族の木内氏と常総国境地域との関係を示す最初の史料に位置付くものとしている。<sup>15</sup>

木内氏の初代胤朝は、東胤頼の子であり、「千葉大系図」には、「領於下総国香取郡木内庄」し、「此裔：総て下総家と号す」とある。香取郡の木内荘を名字の地とする東氏一族の木内氏は鎌倉時代を通じて、木内荘の在地の領主であるとともに、香取内海とも深く関わる存在であった。鎌倉末期、常陸国側の潮来の長勝寺に木内胤長が「大施主」として古鐘を鑄直し奉納したことは、木村がいうように木内氏と香取内海との関係を強く示唆している。

さらに木村が紹介するように、茨城県鹿嶋市宮中の根本寺文書には、木内荘小見河（香取市小見川）の住人平氏女（外島）妙珊と小見川の種徳寺住持伊叟祥訓による根本寺への寄進状およびその関連文

書が十通存在する。<sup>16</sup> 外島妙珊は、木内氏に連なる女性と推測され、伊叟祥訓は木内氏の外護を受けた種徳寺の住持であり、妙珊も種徳寺に属した尼であったか。横田は両者を小見川居住の夫婦か近親者など、密接な関係にあったと推測している。<sup>17</sup>

小見川の外島妙珊と伊叟祥訓とによる鹿島の根本寺への所領の寄進は「買寄進（買得寄進）」と呼ばれるもので、延徳四年（一四九二）から明応五年（一四九六）の五年の間に五通の寄進状（一段歩から二段歩）が残されている（表1参照）。

具体的な検討は割愛するが、表1にみえる、小見川の外島妙珊・種徳寺住持伊叟祥訓（両者の実体は木内氏か）による鹿島根本寺への買寄進は合わせて六段大（+「上大坪西方」か）に及ぶものであり、寄進の理由は、「現世安穩・後生善処」や「毎日の退転なき御吊（弔）」のため、「宝山遠中」や「春谷中公大師」の菩提のためとある。根本寺は臨済宗の寺院であり、小見川の種徳寺も同じ宗派であったとみてよく、小見川の種徳寺の妙珊・祥訓による鹿島の根本寺への買寄進が信仰上の結びつきを前提とするものであることは間違いない。

しかし、表1のB欄での買寄進で明らかのように、妙珊・祥訓による買寄進には鹿島氏が重要な役割（B欄の場合は主導）を果たしていた。鹿島氏は、表1の17・18号に「壇方」とあるように根本寺の壇越であり、根本寺は鹿島氏の氏寺であった。<sup>18</sup> 他方では、世俗における鹿島氏と木内氏との結びつきも想定される。横田は、村石正行が「買寄進」を「売買即時寄進型売寄進」と理解することを援用したうえで、妙珊と祥訓は寄進の「仲介者」であり、小見川の有徳人であったとしているが、実際に妙珊・祥訓の活動を支えていたのは

表 1 外島妙珊・伊叟祥訓による鹿島根本寺への買寄進 (根本寺文書)

|   | 文書名               | 年月日             | 差出           | 宛先          | 所在地                     | 内容等  | 出典  |
|---|-------------------|-----------------|--------------|-------------|-------------------------|--|-----|
| A | 外島妙珊寄進状           | 延徳4年(1492)5月15日 | 平氏女妙珊        | 住山明岳首座(根本寺) | 神野下庭払田1段                | 現世安穩、後生善処のため、禰神主中臣則房と西谷重満の沽券状2通を相副えて。                      | 19号 |
|   | 中臣則房売券            | 文明3年(1471)9月日   | 中臣則房         | 西谷けんとう三郎    | 神野下庭払田1段<br>(年貢600文)    | かとの屋敷の改替に直銭8巻買文に勘定し、永代に進む。                                 | 15号 |
|   | 西谷重満売券            | 延徳4年5月15日       | 西谷重満         | 妙珊御方        | 神野下庭払田1段                | 直銭6貫文で永代売。禰神主中臣則房の沽券状を相副えて。                                | 20号 |
|   | 鹿島孝幹安堵状           | 同上              | 平(鹿島)孝幹      | 根本寺         | 神野下庭掃田1段                | 禰神主則房重代の地・西谷重満の買取と当知行・妙珊の買取と根本寺への寄進を保証。                    | 22号 |
| B | 種徳寺住持伊叟祥訓并外島妙珊寄進状 | 延徳4年7月25日       | 木内莊小見河河祥訓・妙珊 | 住山明岳首座(根本寺) | 大船津川端大田1段大<br>(年貢一貫)    | 宝山遠中の菩提のため、備仗則次の売券と禰方の鹿島孝幹添状を相添えて。                         | 17号 |
|   | 外島妙珊寄進状           | 同上              | 木内莊小見河河住妙珊   | 住山明岳首座(根本寺) | 神野下御手蔵田1段<br>(年貢500文)   | 春谷中公大師の菩提のため、神野行事家吉の売券と禰方の鹿島孝幹添状を相添えて。                     | 18号 |
|   | 鹿島孝幹安堵状           | 延徳4年7月10日       | 平(鹿島)孝幹      | 根本寺         | 大船津川端大田1段大<br>神野下御手蔵田1段 | 備仗則次重代相伝の地/神野行事家吉重代相伝の地。これらを種徳(祥訓)・妙珊両人が買取り、根本寺に寄進したことを保証。 | 21号 |
|   | 伊叟祥訓寄進状           | 明応5年(1496)6月21日 | 伊叟祥訓         | 根本寺 明岳首座    | 行事中西角竹下1段               | 毎日退転なく御品(中)のため、西谷重満より買得。羽生氏親・西谷重満の沽券状を相副えて。                | 24号 |
| C | 外島妙珊寄進状           | 明応5年10月2日       | 妙珊大姉         | 住山明岳首座(根本寺) | 上大坪西方并2段<br>(年貢1貫文)     | 明世安穩・後生善処のため、小別当満久沽券状1通を添えて。                               | 23号 |
|   | 鹿島孝幹安堵状           | 永正2年(1505)12月日  | (鹿島)孝幹       | 根本寺         | 行事中西角竹下1段<br>上大坪西方并2段   | 西谷重満が羽生氏親より買得/小別当満久の重代相伝の地。祥訓・妙珊が買取り、根本寺に寄進したことを保証。        | 25号 |

\* 出典は、『茨城県史料 中世Ⅱ』所収「根本寺文書」の番号

\* 『茨城県史料 中世Ⅱ』は、18・19号文書を外島妙珊寄進状案とする。差出の妙珊(略押)がないためであろうが、妙珊は花押を持たなかったのだから(ただし、23号には略押がある)、18・19号文書は正文と考えられるのではないか。後考を待ちたい。

木内氏であったと考えられる。

千葉氏一族の木内氏は、「千葉大系図」によれば、初代の胤朝以来、鎌倉時代末までは名字の地の木内荘内の「田部」(香取市田部を居城としたが、元亨三年(一二三三)には胤光が居城を川上(香取市川上)に移したという(註13)「木内氏系譜」)。現在の田部や川上は、利根川に流れ出る黒部川流域にあたる(図2参照)。やはり横田が指摘するように、この流域は古代・中世には大きな入り江であり、その入り江が香取内海の本体と接する辺りが小見川で、小見川は鹿島神宮の外港大船津と相対する港湾都市であった。室町時代の海夫注文では、「小見川津」の知行主は千葉氏一族の粟飯原氏であったが、木内氏は小見川を中継地としつつ、香取内海での交流・流通に深く関わったのであり、香取内海の領主であったといえよう。<sup>20)</sup>

鹿島の根本寺とその外護者の鹿島氏、小見川の種徳寺(外島妙珊と伊叟祥訓)とその外護者の木内氏との結びつきは、臨済宗の宗派的なネットワークとともに香取内海の領主同士の血縁・地縁関係によるものであり、そこには大船津と小見川を結ぶ内海での盛んな交流・流通があったものと推測できる。

### 3 海夫注文と内海の領主

香取内海での盛んな交流・流通を支えたのは、海夫(海民)たちであった。室町時代の香取内海の「海夫注文」から伺うことができ、海夫と内海の領主について考えておきたい。表2・3は、一連の「海夫注文」に載る香取内海の海夫が属した津と津の知行主などを整理したものである。下総国側の海夫注文は、津の知行主より上

級の領主毎に発給されており、それを示すものが表2の「応安七年九月二十七日安富山名連署奉書案の宛先との関係」欄である。常陸国側の場合は、郡荘毎に発給されており、表3の「郡荘との関係」欄がそれを示している。

以前にも同じ検討をしているが、香取内海下流域にあたる下総国海上郡と常陸国鹿島郡についてみておきたい。<sup>21)</sup> まず下総国海上郡の津は次の通りであった。

飯沼荒野津(飯沼・かきね津(海上)・野尻津(海上)・森戸津(森戸)・笹本津(笹本)・塩川津(海上)・石出津(石出)・今泉津(今泉)・笹川津(東六郎)・小見川津(栗原彦二)<sup>22)</sup>

カッコ内は下総国側の海夫注文をまとめた「海夫注文<sup>下総国</sup>」とある案文に割書きで記載された津の知行主である。また、表2の応安七年(一三七四)九月二十七日安富道輶・山名智兼連署奉書案の宛先との関係からは、飯沼荒野津(飯沼・かきね津(海上)・野尻津(海上)・森戸津(森戸)・笹本津(笹本)・塩川津(海上)の六津とその知行主は海上筑後八郎入道の配下にあったと推定できる。海上筑後八郎入道とは、「千葉大系図」に「海上筑後守」とある海上憲胤である。憲胤の大叔母は「佐竹上総介貞義妻」とあり、憲胤の息子「□□」には、「海上信濃守」とあって、「応永年中(一二三九四〜一四二八)下総結城戦場において、千葉介兼胤に属し戦功あるなり、父憲胤もつとも勇名を揚げる」と注記されている。

同様に石出津(石出)・今泉津(今泉)は東次郎左衛門入道の配下にあり、笹川津(東六郎)と小見川津(栗原彦二)<sup>23)</sup>は右の奉書案の宛先と知行主は同じであった。東次郎左衛門入道とは、「千葉大系図」に「東次郎左衛門入道／童名幸満丸」とある東胤家のことであ



表2 海夫注文に載る津（下総国）

| 津名   | 知行主  | 応安7年9月27日<br>安富山名連署奉書<br>案の宛先との関係 |
|--|--|-----------------------------------|
| 飯沼荒野津<br>かきね津<br>野尻津<br>森戸津<br>笹本津<br>●塩川津 | 飯沼<br>海上<br>海上<br>森戸<br>笹本<br>海上                   | 海上筑後八郎入道                          |
| 石出津<br>今泉津                                 | 石出<br>今泉   | 東次郎左衛門入道                          |
| 笹川津  | 東六郎  | 東六郎                               |
| 小見川津                                       | 粟原彦二□  | 粟飯原彦次郎                            |
| ●たと荒野<br>側高津<br>●えち荒地津                     | 大蔵<br>大蔵<br>大蔵                                     | 多田左衛門五郎                           |
| ●すくい津<br>堀川津<br>●横須賀津<br>津宮津               | 中村三郎左□□<br>中村三郎左衛門<br>内山中務今ハ中沢<br>内山中務今ハ□□<br>中村式部 | 千葉介                               |
| 篠原津  | けつさわ   | 不明                                |
| 井戸庭津                                       |  | 不明                                |
| 佐原津  | 中村   | 千葉介                               |
| 関戸津  | 国分与一   | 国分与一                              |
| 岩ヶ崎津                                       | 木内   | 木内七郎兵衛入道                          |
| ●中州津                                       | 国分三川<br>一方御料所                                      | 国分三河入道                            |
| 神崎津  | 神崎西□□  | 神崎安芸次郎                            |

●は比定地未詳  
 〈出典：『南北朝遺文 関東編』第5巻3723～3726・3736・3737号〉

ろう。千葉介満胤の後見とある。東六郎は東盛義かもしれないが、一世代年代が合わない。東六郎家か、あるいは東六郎跡の意か。粟飯原彦次郎（粟原彦二□）は、粟飯原詮胤か。詮胤にも千葉介満胤を輔佐すると記載されている。

つまり、香取内海下流域の河口付近の飯沼荒野津から塩川津までは、海上氏の支配下にあり、なかでも、かきね津と野尻津、塩川津の三津は海上氏が直接の知行主であった。そして、石出津と今泉津、さらに笹川津は東氏の支配下にあり、小見川津は粟飯原氏の支配下にあったわけである。同じ千葉氏一族の海上氏・東氏・粟飯原氏は、香取内海の領主であり、香取内海の津々を介して海夫に対する支配権を強めつつあったのである（図2参照）。

他方、下総国海上郡の対岸の常陸国鹿島郡の津は、大船津（鹿島・糠賀津（ならやま）・牛堀津（鹿島）など二三の津であり、二三津のうち一〇津の知行主が鹿島氏であった。ちなみに常陸大掾氏一族の鹿島氏は、鹿島郡鹿島郷に住んだ大掾重幹（繁幹）の子吉田清幹の三男成幹が鹿島氏と称し、その三男政幹は養和元年（一一八一）源頼朝から鹿島社総追捕使に補せられ、以後、子孫は鎌倉幕府の御家人となったとされている。鹿島神宮の神官職を取り込んでいき、南北朝以降には鹿島神宮の総大行事を兼職・相伝した在地の武士であり、室町時代中期の実幹・孝幹・義幹の頃は、鹿島郡を本拠に香取内海を含む地域領主として活動し、千葉氏一族との関係も深かったことが知られている。

表3 海夫注文に載る津 (常陸国)

| 津名     | 知行主         | 郡荘との関係 | 津名    | 知行主      | 郡荘との関係 |
|--------|-------------|--------|-------|----------|--------|
| 阿波崎津   | 東条能登入道／一方灘波 | 東条荘    | 宮木崎津  | 玉造       | 行方郡    |
| 馬渡津    | 東条地頭／領家     |        | 嶋崎津   | 島崎       |        |
| 福戸津    | 一方東条能登入道    |        | 尾宇津   | なし       |        |
| 飯手津    | なし          |        | 江崎津   | なし       |        |
| 大壺津    | なし          |        | 信方津   | なし       |        |
| 古渡津    | 一方小田／一方吉原   | 信太荘    | 橋門津   | 小高       |        |
| 広戸津    | 小田兵部少輔入道    |        | 西蓮寺船津 | 小高       |        |
| 船子津    | 小田兵部少輔入道    |        | 鎌谷津   | なし       |        |
| 安中津    | 小田          |        | 高須津   | 玉造       |        |
| 柏崎津    | 小田兵部少輔入道    | 南野荘    | 鳴田津   | 武田       |        |
| 嶋崎津    | 鹿島          | 鹿島郡    | 水原津   | 小栗越後知行船津 |        |
| 河向津    | 鹿島          |        | 船子津   | 小高       |        |
| 荒野津    | 鹿島          |        | 山田津   | 小高       |        |
| 猿小河津   | 鹿島          |        | 平浜津   | 手賀       |        |
| 新河津    | 鹿島          |        | ●土古津  | なし       |        |
| 谷田辺津   | 明石          |        | 逢賀津   | なし       |        |
| 鼻崎津    | 花崎          |        | 麻生津   | 麻生       |        |
| 柴崎津    | 柴崎          |        | ●船方津  | 島崎       |        |
| 萩原津    | 萩原          |        | 潮来津   | 当知行 島崎   |        |
| 息栖津    | 鹿島          |        | 富田津   | 亀岡       |        |
| 加村津    | 鹿島          |        | ●羽生船津 | 羽生       |        |
| 高浜津    | 石神          |        | 大枝津   | 大丞       | 南部     |
| 波田木津   | 鹿島          |        |       |          |        |
| 大船津    | 鹿島          |        |       |          |        |
| 糠賀津    | ならやま        |        |       |          |        |
| 奈羅毛津   | 中村          |        |       |          |        |
| 白鳥(船)津 | 白鳥          |        |       |          |        |
| *牛堀津   | 鹿島          |        |       |          |        |
| 懸崎津    | 津賀          |        |       |          |        |
| 沼里津    | 津賀          |        |       |          |        |
| 当間津    | 宮ヶ崎         |        |       |          |        |

●は比定地未詳  
 \*牛堀津の図2の比定地は要検討  
 〈出典：『南北朝遺文 関東編』第5巻3727～3730・3738号〉

海上氏による香取内海の津々を介した海夫（海民）の支配は、戦国末期には石出津・笹川津そして小見川津まで拡大されていくのであり、香取内海下流域の領有権は、海上氏と鹿島氏によって共有されていったと考えられる。

## 二 香取内海をめぐる戦国争乱

### 1 永禄期の政治的・軍事的状況

戦国時代末、永禄期の香取内海下流域の政治的・軍事的状況について、黒田基樹『戦国の房総と北条氏』などから、確認しておきたい。なお、戦国時代の海上氏については石渡洋平の専論もあるが、海上氏の系譜に関しては精緻な考証が必要であり、ここでは触れられない。ただし、はじめに述べたように、千葉介胤胤の次男胤富が婿入りした「海上山城守」は、中島城を拠点とした海上氏の惣領的な地位にあったことは確かだと考える。千葉介の子が海上氏の庶子家に婿入りすることは考えづらい。

その海上胤富が、兄の千葉介胤胤の跡を継いだ弟親胤の突然の死去によって、千葉介の地位については、弘治三年（一五五七）八月のことであった。胤富は海上氏の惣領としての地位を保持したまま「千葉介」となったと考えられる。したがって、戦国末期の千葉胤富に関する史料は、海上氏惣領であるとともに千葉介としてのものであり、胤富は海上千葉氏と呼ばれるにふさわしい。

さて、胤富の兄、千葉介胤胤の時代から千葉介の居城は、佐倉城

に移っており、利胤の時代には、白井氏（利胤の弟胤寿が婿入り）の白井城への攻略が実行され、安房の里見氏によって香取郡や匝瑳郡への侵攻が行われるなど、香取内海の下総国側は戦乱状況にあったという。黒田は、匝瑳郡などへの里見氏の侵攻は海路によるもので、弟の千葉介親胤の時代にも繰り返されたとしている。

周知のように、胤富が千葉介の家督を継いで三年後の永禄三年（一五六〇）に、関東の政治状況が大きく転換する。越後の上杉輝虎（謙信）の関東への侵攻と、それに対する北条氏と甲斐の武田信玄の同盟・支援による攻防である。胤富は一貫して北条方であったが、房総に勢力を拡大しつつあった里見氏と常陸の佐竹氏、それに与同する香取内海の常陸国側の勢力は上杉方であり、両勢力が向かい合う最前線が鬼怒川＝香取内海地域となっていた。

さらに黒田によれば、上杉軍が関東に侵攻した直後の永禄三年十月には、それに呼応した里見氏が外房から海路で香取内海下流域に侵入し、「富田台」（木内荘内の富田とされる。香取市富田）に上陸して、小見川一帯を占拠したという。さらに、同年十二月には、海上氏の本拠地であった海上郡の中島城（銚子市中島）が攻撃され、翌永禄四年三月には、国分氏の本拠地の下総国大戸荘の矢作城（香取市大崎）が攻められている。里見氏による侵攻は、香取内海下流域全体に及ぶものであった（図2参照）。

これに対して胤富は、翌永禄五年三月に、里見氏の重臣の正木氏が拠点とした小見川城に打ち入り、敵味方三〇〇余人が打死している。結局、小見川城の奪還は失敗に終わり、逆に正木氏は小見川の相根塚城（香取市大根塚）、米野井城（香取市米野井）、府馬城（香取市府馬）を取り立て、香取郡域への支配を拡大していった。その後、正

木氏一族内での対立もあり、永祿九年七月には、勝浦正木氏が香取郡から撤退し、同年閏八月には、正木氏の侵攻で常陸に没落していた粟飯原氏が、本拠地の小見川城に復帰したという<sup>30)</sup>。以下、こうした状況を踏まえて、胤富関係の宮内文書と原文書を検討してみたい。

## 2 里見氏・正木氏の香取内海侵攻

宮内文書のなかの永祿年間の史料には、海上千葉氏と香取内海下流域に侵攻した房総の里見氏・正木氏との関係をよく示すものがある。それが次の二通である。

《史料A》千葉胤富判物写(宮内文書二号)

(花押影)

連々神妙致馳廻候付而、分国中之中、町役之事并殿役・村役之

儀、所被成御免許也、

永祿二年<sup>一五五九</sup>紀

十二月十六日

宮内清右衛門尉殿

《史料B》正木時茂判物写(宮内文書二号)

房州・上総・下総三ヶ国味方中、商売不可有相違、若有横合者

可成一行者也、仍如件、

永祿三年<sup>一五六〇</sup>極月十日

(花押影)

宮内清右衛門尉との

《史料A》の二年前の弘治三年(一五五七)に、海上胤富は弟千葉

介親胤の死去によって千葉介の地位に付き、居所を香取郡の森山城(香取市岡飯田)から佐倉城に移したとされる<sup>31)</sup>。また、両文書の宛先である宮内清右衛門尉については、滝川恒昭によって、海上氏の居城中島城下の野尻宿(海夫注文)の津。銚子市野尻を拠点とする有力商人であったことが明らかにされている<sup>32)</sup>。

《史料A》の判物で胤富は、宮内清右衛門尉に対して「分国中之中、町役之事并殿役・村役」を免除している。その理由は、「連々神妙に馳せ廻り致し候に付」いてであった。胤富に属する商人として、これまでの活躍を理由に千葉氏領国内(分国)での町役・殿役・村役などの諸役を免除し、自由な商業活動を認めている。つまり、この判物は商人宮内清右衛門尉に対する過書(通行手形)といってもよく、永祿二年(一五五九)十二月までは、胤富は、海上千葉氏として下総国北部から香取内海下流域にかけての支配権を確保していた。

しかし、翌年の十二月十日の《史料B》では、房総の正木時茂が同様に商人宮内清右衛門尉宛に過書を発給している。つまり、胤富による過書のちょうど一年後には、海上郡の野尻宿を本拠地とする商人宮内清右衛門尉は、房総の正木氏からの過書を受け取り、房州(安房)・上総・下総三か国の正木(里見)味方中においての商売の自由(「商売相違あるべからず」・「若し横合あらば一行(保証の文言)なすべきものなり」)を手に入れていたわけである。

先述したように、永祿三年十月には、房総の里見方の正木氏の軍勢が小見川を拠点に海上郡・香取郡に侵攻し、十二月二日には正木時茂が香取社の新福寺(香取大禰宜家の氏寺)に、自軍の濫妨狼藉を禁じた禁制を発給している<sup>33)</sup>。つまり、《史料B》の正木氏による過

書は、香取郡から海上郡にかけての香取内海下流域を正木氏が制圧したことを象徴する文書であった。

そして、正木氏は《史料B》の四日後にも、次のような判物を野尻宿商人中宛に出している。

《史料C》正木時茂判物写（宮内文書四号）

須賀筋より下、しほ荷之事

一月之中十五日、舟木・野尻之宿二可下、後日於城取之上者、

根小屋へ可引之者也、仍如件、

永禄三年極月十四日（花押影）

野尻宿商人中

海上郡須賀郷（旭市）での塩焼、塩生産については別に検討することにしたが、この判物は須賀郷で生産された塩荷を海上千葉氏の拠点であった舟木・野尻宿に下させたいと、後日、城取（城郭を構えること）したら、城の根小屋に塩荷を引き移すように野尻宿商人中（実際の宛先は、宮内清右衛門尉であろう）に命じたものであった。正木氏は海上千葉氏に代わって、海上郡須賀郷での塩生産とその流通路、そして舟木宿と野尻宿の宮内氏を含む商人中をも掌握したのであった。いち早く、それらを押さえたというべきか。

他方、同じ永禄三年前後のものと考えられる年欠十月二日付けの千葉胤富書状が原文書に残されている。

《史料D》千葉胤富書状（原文書七号）

尚々、当陣下無替儀候、改子細候者、自是可被仰出候、

一昨日、常陸地江舟乗始、今朝、重而舟勤仕、各致岸上、敵三人討候由、誠以奇特之取扱候、就中、相稼候者共之書立、被御覧之候、一段御感悦候、神妙之由、何二も能々可為申聞候、事

之始二得勝利候間、於此上も、吉事追日可出来候、尚可然之様二、下知之義専一候、謹言、

十月二日 胤富（花押）

この書状は、永禄三年十月の房総の正木軍の香取内海下流域への侵攻の緒戦時のものの可能性がある。胤富は、一昨日つまり九月三十日に常陸国側に軍船を出航させ、今朝にも重ねて軍船を出したところ、胤富の軍勢が常陸国側に岸上げし、敵兵を三人討ち取ったとの報告を受けた。「事の始めに勝利を得」たことで、吉事が続くだろうと悦び、尚書きでは、当方の陣立ては当面はこのまましていくと指示している。常陸国側の敵兵は正木軍及び与同する常陸の軍勢（佐竹氏か）であろう。永禄三年十月の香取内海下流域での海戦は、結局海上千葉氏側の敗北となり、この流域は正木氏の支配下に入ったのであった。

### 3 永禄七年香取内海の家戦

胤富は、二年後の永禄五年三月に小見川の奪還をはかるも敗退するが、その後香取内海下流域の支配権を回復したらしく、永禄七・八年前後ものと推定される次の《史料E・F・G》からは、胤富が同流域で多数の軍船を徴発したことがわかる。

《史料E》千葉胤富書状（原文書一八号）

（前略）

しせん舟之事、諸うらに十そうの内候ハ、まつく風波をたす、さしおかれへく候、其ために候間、せん十郎二誰なり共さしそへ、明日廿六日見せ申されへく候、少々むかひ郷に候ハ



ん舟をも、<sup>(綱代)</sup>あち木の用なとと、<sup>(調)</sup>のひ候とて、<sup>(此方)</sup>こなたへよひ候やうに、<sup>(取)</sup>とりなししかるへく候、<sup>(談)</sup>円城寺兵庫助・石毛内記と、よくくく<sup>(調)</sup>たん合候て、<sup>(調)</sup>とかくよきやうに、<sup>(調)</sup>そのちうさく専一候、<sup>(後欠)</sup>

《史料E》の書状で、胤富は次の三点を家臣に命じている。

①諸浦(あるいは津々)に十艘ほど船があるのなら、そのままそつとしておき、「せん(善) 十郎」(内海の長か)に誰かを付き添わせて、明日の二十六日に確認させること。

②向郷(常陸国側の浦や津)にある船については、綱代木の準備ができたといつて此方(下総国側の浦や津)に呼び集めるように取りなすこと。

③このことは、家臣の円城寺兵庫助と石毛内記とよく談合して、首尾よく行くように策略すること。

これは明らかに、軍船を徴発するための準備である。船について、もし諸浦に十艘ほどあるならば、それを確保し、さらに常陸側の向郷の船も呼び集めようとしていた。《史料E》の日付は、あるいは八月二十五日か。

《史料F》千葉胤富書状(原文書二一号)

(前欠)

殊二御出候はん三日前に、舟を悉ひかせられへく候、損候舟にいたるまで、のこさすあけさせられへく候、検使二者、善十郎を被仰付候、とかくに御出之儀、いかにも隠密専一候、此趣風聞候者、必向へ舟を可引候間、不可有所詮候、目出度、追而可被仰出候、恐々謹言、

菊月廿三日 胤富(花押)

海上藏人殿  
石毛大和守殿

《史料F》で、胤富は出陣(御出) 〓自敬表現の三日前に船を引き集め、損傷のある船も残さず徴集すること、その検使役として、《史料E》でも、諸浦の船の調査を命じられていた「せん(善) 十郎」と同一人物の「善十郎」を任じている。そのうえで、出陣のことは隠密専一だといひ、もし出陣の風聞がたつた場合には、軍船は「向(向郷のことであろう)の常陸国側に引き移しておくことなどを命じている。検使役が同じ善十郎であることから、《史料E》と《史料F》での軍船の準備は同一の海戦に向けての準備とみてよい。

軍船の徴発と出陣は、永禄七年か八年の八月から九月にかけて秘密裏に進められていた。すでに本拠地の香取内海下流域への正木氏の侵攻を許していた海上千葉氏ではあったが、香取内海の領主の頭領としての胤富は、内海の浦や津そして船、海民(海夫)への影響力を残しており、正木氏側の軍勢との海戦の準備は整えられつつあった。

《史料G》千葉胤富判物(原文書二一号)

舟ひかせ申へき衆

一、本ちやうよりしもをは、

実城より小門衆、

かしらの弓衆をくハへて、

一、ほりの内より舟木まで

にししくるわ衆・い、田衆、

一、もりとよりいしで・新宿まで、

大六てんくるわの衆、

きたる廿七日二、舟ともを、  
大小ともにとらせ申へく候、  
九月廿三日 胤富（千巻）（花押）

海上藏人殿

石毛大和守殿

《史料G》は、《史料F》と同年月日のものであり、《史料F》で「御出候はん三日前に、舟を悉ひかせられへく候」とした命令の具体的な内容を記載したものである。《史料G》には、冒頭に「舟ひかせ申へき衆」とあり、香取内海下流域の諸浦ごとに十艘ほどある船を「引く」⇨徴集する分担を書き上げたものであった。略記すれば、

A…「本城より下」⇨実城の小門衆と上代の弓衆

B…「堀の内より舟木まで」⇨西郭衆・飯田衆

C…「森戸より石出・新宿まで」⇨大六天郭衆

ということになる。

「本城」と「堀の内」をどこに比定するか、難しいのであるが、通説にしたがっておけば、「本城」は海上千葉氏の森山城であり、「堀の内」は海上氏の「堀の内」（銚子市本城町付近）のこととなる。また、《史料F・G》の宛先の海上藏人と石毛大和守は海上千葉氏の本城である森山城の城代（城将）であり、差出人の千葉胤富は佐倉城にいたとされている。

そうだとすると、わかりやすい分担C…「森戸より石出・新宿まで」は、森戸（銚子市森戸町付近）から石出・新宿（東庄町石出・新宿付近）までの諸浦の船を徴集したのであり、その担当が森山城の「大六天郭衆」であった。海夫注文に載る津としては、「森戸・笹本・塩川・石出・今泉」の津が該当しよう（図2参照）。

B…「堀の内より舟木まで」は、「堀の内」から舟木（銚子市小船町付近）までの浦の船であり、担当は森山城内の西郭衆・飯田衆であった。海夫注文に載る津としては、「垣根・野尻」（飯沼荒野津）も含めてよいか）の津が該当する。

A…「本城より下」は、「本城」⇨森山城より下流域ということ、Cの「石出・新宿」の手前までを意味しよう。「実城」（森山城）の小門衆と上代（東庄町）の弓衆の担当であった。海夫注文に載る津としては、「笹川」の津が該当する。

かりに、海夫注文に載る飯沼荒野津から笹川津までの九津から十艘ずつの軍船を徴集したとすると、その総数は九〇艘ということになる。また、胤富が用意周到に軍船を準備した香取内海での海戦が何時行われたのかは、さらに検討が必要である。

これまでの研究によると、永禄九年（一五六六）二〜三月には、上杉輝虎（謙信）が常陸国小田城（つくば市）や下総国小金城（松戸市）・同白井城（佐倉市）を攻撃しているが、このうち小田城と白井城は香取内海地域に属するわけで、白井城の場合は、内海の城と違ってよからう。北条方の千葉胤富は、香取内海において上杉方（里見方）の正木軍と対峙しており、正木時茂のあとを継いだ正木時忠（勝浦正木氏）は、同年七月には、香取郡から撤退している。《史料E・F・G》の千葉胤富の書状や判物が、この時の海戦に関するものだとすれば、前年の永禄八年か同七年のものということになる。

しかし、『千葉県史料 中世編 諸家文書補遺』の編者は、《史料E・F・G》を「永禄九年〜十一年か」としている。原文書のなかの乙丑（永禄八年）初夏朔日（四月一日）付け千葉胤富書状（原文書一七号）の宛先は「石毛大和守殿」とあるが、同年七月二十日付け千

葉胤富判物(原文書一号)の宛先は「石毛大和入道殿」であった。右の編者がいうように、石毛大和守(定幹)は永禄八年四月二日から同年七月二十日の間に出家しているわけで、原文書の宛先にそのまま「石毛大和守」とある文書は、永禄八年四月から七月以前の文書とすることができよう。そうだとすると《史料F・G》の宛先は「石毛大和守」とあるので、ともに前年の永禄七年九月二十三日付けのものであり、《史料E》もその前後、あるいは同年八月二十五日の文書である可能性が高いことになる。

永禄七年九月末には、香取内海下流域において軍船を少なくとも九〇艘ほど確保した千葉胤富の海軍は、正木氏側の軍勢と海戦したものと考えられる。かりに、この海戦を「永禄七年香取内海の家戦」と名付けておく。

そして、次の《史料H》も永禄七年香取内海の家戦に関連する文書としてよい。

《史料H》千葉胤富家書(原文書一六号)

覚

(三方条略)

(4)一、小見川其外へ、しもより入□<sup>(香取市)</sup>せ候舟とも、ことくくもち

く<sup>(鹿嶋)</sup>のぬしのかたへ、たしかにわたさせ申へき事

(5)一、鹿嶋無事に付て、是より□<sup>(常陸鹿嶋郡)</sup>ハリにおよひ候ことくハ、

海上宮内太輔と、け候て、常州へまかりうつり候もの、一

円二、三、庄へ出入かなふへからさる由、相定候間、其

心得尤候、但、宮内太輔方へ手きれいたし、当国にて旦那

などとり候はんものハ、国中のはいくわいハいたすべく候、

それも三庄へ之出入をハ、あひやめらる之事

(二か条略)

以上、

十二月廿三日

(千葉胤富  
花押)

海上藏人殿

石毛大和守殿

《史料H》は、右の永禄七年香取内海の家戦の戦後処理に関わるものと考えられる。千葉胤富は、第四か条目で「一、小見川其外へ、下より入□<sup>(香取市)</sup>せ候舟とも、ことごとく元々の主の方へ、確かに渡させ申べき事」と指示している。「小見川其外」とあるのは、この海戦の主戦場が、勝浦正木氏が拠点とした小見川周辺にあったことを示唆している。そして「下より入□<sup>(香取市)</sup>せ候舟とも」とは、《史料G》で、森山城の郭衆などが徴発した香取内海下流域の津々浦々の船のことであろう。徴用された軍船はそのすべてが元の持ち主津や海夫へ返却することが命じられている。

そして、第五か条目には、(常陸国側の)鹿島では戦乱は収まっているので、「ことハリ(断り)におよび候ごとくハ」(事情の説明・通告をする手はずであるが)としたうえで、①(戦乱に当たって)海上宮内太輔(に)届けて常州へ移った者は、今後「三庄」(三崎庄↓海上郡)への出入りは禁止すると定めたのでよく心得ること、②宮内太輔方へ手切れをして、下総国で別の旦那などを取った者は、下総国内での徘徊(通行、活動)は許されるが、三崎庄への出入りは止めることとある。

「海上宮内太輔」について、子細な検証はできないが、海上氏の惣領でもある胤富が三崎庄(海上郡)の支配権を委ねた代官的存在であったと考えられる。その海上宮内太輔に届けて、常陸国に移

るとか、手切れをして下総国内で別の旦那を取るといふのは、先の宮内清右衛門尉のような香取内海下流域、海上郡の野尻宿や高田宿の商人の行動を意味しよう。戦乱において、三崎荘（海上郡）の領主（代宣）海上宮内大輔に従わなかつた商人は、以後、三崎荘への出入りを禁止されたのであつた。他方で、千葉介としての胤富は、下総国内で別の旦那を取つた商人の三崎荘（海上郡）以外での活動は保証したのである。それは、海上千葉氏としての立場と千葉介としての立場を使い分けた、胤富による領国内の商人統制の一環であつたと考えられる<sup>⑧</sup>。

このようにして、海上千葉氏は香取内海下流域の津々浦々に属する船を強制的に徴集し、軍船に仕立てて、海戦に及ぶ内海の領主の頭領であり、他方で、香取内海下流域の宿などに属する商人を統制することによって、香取内海の交流・流通を支配しつつある存在であつた。

### 三 内海の領主と商船の活動

その後、胤富は、永禄八年四月には、森山城の城代（城将）の海上中務少輔と石毛大和守に対して森山城下の武士に本領を返付する旨、指示している（原文書一七号）。さらに同年七月には、海上郡須賀郷での塩荷役に関する指示を森山城代（城将）の石毛大和入道と原大炊助に出している（原文書一号）。永禄八年までには、海上千葉氏としての胤富は、香取内海下流域から香取郡・海上郡の支配権を回復したのであつた。

先述のように、翌永禄九年三月、上杉輝虎が下総国臼井城を攻撃

するが敗退。同年閏八月には、粟飯原氏が本拠の小見川城に復帰している。

こうした状況を経て、鬼怒川⇨香取内海の地域世界の新たな展開を伝えるのが、次の宮内文書である。

《史料Ⅰ》築田持助判物写（宮内文書五号）

従下総小南乗船老艘、実城役之儀申上候、御知行之内不可有相違者也、仍如件、

永禄十三年<sup>庚午</sup>

六月二日

（花押影）

宮内清右衛門尉殿

差出人の築田氏は、古河公方足利氏の家臣であつたが、当該期の築田持助（同名の高祖父とは別人）は、父晴助とともに北条氏が擁立した足利義氏を古河公方と認めず、里見氏や上杉輝虎・佐竹義重の支援で関宿城（野田市）を拠点に北条氏と交戦していたという。その築田持助が、永禄十三年（一五七〇）に香取内海下流域、海上郡の野尻宿を本貫とする商人宮内清右衛門尉が所持する「下総小南（東庄町）より乗船一艘」を、「実城役」（実城は本城のこと）の役船（公役のために民間から差し出す船）とすることを求めたものである。

つまり《史料Ⅰ》は、築田持助が関宿城から鬼怒川⇨香取内海下流域にかけての支配権を海上千葉氏から奪い取り、海上の有力商人の宮内氏の所持船（商船）を役船としたことを意味していた。この流域を「御知行之内」⇨築田領とし、海上の有力商人宮内氏の船（商船）を築田氏の役船とすることで、水上交通を掌握しようとしたものと考えられる<sup>⑨</sup>。

ちなみに、関宿城は天正二年（一五七四）に陥落し、持助は支城

の水海城（古河市）に追放されるが、後に古河公方の足利義氏の許に出仕し、筆頭重臣となる。

さらに、次の史料は、下総の国分氏に関わるものである。

《史料J》国分胤政朱印状写（戦国遺文 房総編 三卷一六六四号）

於当地津賀、自来秋いく久しく百疋ツ、可進候、其上万一  
（総目矢作感）  
 帰城も候者、千疋之知行其方・同弥八郎代迄も不可有相違  
 候、其外何事二おゐても、少わ、不可有別心候、仍一筆如件、  
（天正六年十一月廿一日）

寅十一月廿一日

胤政（朱印）

藤枝五郎右衛門殿

差出人の国分胤政は、千葉氏一族で下総国大戸荘を支配していたが、天正四年（一五七〇）三月～八月、里見氏に居城の矢作城を攻められ、さらに天正六年三月には正木氏に攻められて、常陸国の鹿島郡津賀（鹿嶋市津賀）に逃れていた。胤政の妻が鹿島治時の娘であったことによる。《史料J》の朱印状は、天正六年十一月に胤政が没落先の津賀で発給したものであった。

国分胤政は、津賀において、宛先の藤枝五郎右衛門と子息の弥八郎の代まで、来秋より百疋を給与する。もし下総国の矢作城に帰城したら、千疋分の知行分を与えるので、「その外何事においても、（中略）別心あるべからず」ということを求めている。この文書は、「続常陸遺文四」所収のものであり、編者の色川三中（一八〇一～一八五五）の注記に「鹿島大船津藤枝五郎右衛門所蔵」とあり、藤枝父子は鹿島大船津の商人（後述）であったと考えられる。国分氏が大船津の商人を配下におこうとしたのは、国分氏も下総国大戸荘の支配のみではなく、香取内海の領主であったからであり、先述したように、姻族の鹿島氏も同様に内海の領主であった。彼らは姻族関係に

もよりながら、香取内海を支配していたものと考えられる。

ちなみに、翌天正七年（一五七九）六月、額賀丹後守（額賀氏は、北浦の糠（額）賀津の領主）が下総国に滞在しているが、滞在先は国分氏の矢作城かもしれない。そうだとすると国分胤政は、《史料J》を発給した後に矢作城に帰城できたことになる。

次にあげる宮内文書の一通は、《史料J》に関連するものである。

《史料K》額賀幹勝判物写（宮内文書一〇号）

藤枝弥八郎船之事、額賀長門守判□船二而候、当領衆之事者  
（小見川香取市）  
 勿論、小見河衆御挽与□□横合不可有之候、為後日用一  
 筆候、以上、

霜月十日

額賀長門守  
 幹勝（花押影）

藤枝弥八郎殿

宮内文書は、宮本茶村（元球、一七九三～一八六二）による「常陸誌料」所収のものであるが、《史料K》の茶村の写には、茶村による考証（注記）が付されている。

額賀長門守幹勝ハ元鹿島氏の老臣にて、佐竹東中務少輔義久に仕ふ、鹿島護摩堂棟札ニ義久の臣を連書せり、此書天正十九年より慶長四年迄義久鹿島を領せし時の物なるへし、藤枝弥八郎ハ鹿島大船津の人にて、親を五郎右衛門と云ふ、其家二国分胤政流落之後の文書あり、父子の名を連書せり、今此書の意義たるハ舟の事を横合なき為に小見川より伝へしにや、当時小見川御代官吉田佐太郎ハ匠瑳海上までの政務を行ひたる事、元和八年の検注帳にみゆ。

この注記によれば、差出人の額賀長門守幹勝はもと鹿島氏の老臣で、佐竹東中務少輔義久の家臣として、鹿島護摩堂の棟札にその名



が書かれているという。そのことから、《史料K》は、佐竹東義久が鹿島を領した天正十九年（一五九二）から慶長四年（一五九九）までの文書であろうとする。そして、「藤枝弥八郎ハ鹿島大船津の人にて、親を五郎右衛門と云ふ、其家二国分胤政流落之後の文書あり、父子の名を連書せり」と《史料J》の存在を述べる。さらに「今此書の意義たるハ舟の事を横合なき為に小見川より伝へしにや」としている。

茶村の考証にしたがえば、《史料K》は、佐竹東義久が鹿島を支配した文禄期前後のもので、佐竹氏の家臣となっていた額賀幹勝は、鹿島郡額賀（「海夫注文」の津としては「糠賀」を名字の地とした額賀氏の一族であろう。その額賀幹勝が大船津の商人藤枝弥八郎の船（商船）は私の「判物船」<sup>⑧</sup>であるので、「当領衆」（当領が鹿島領であれば、鹿島領の商人衆）はもちろん下総国側の「小見河衆」（小見川の商人衆）も横合いをしてはならないとしたもので、いわゆる藤枝弥八郎船に与えた過書であった。過書は、香取内海下流域での自由な通行を保証したものである。佐竹氏の支配下に入っても、香取内海の実質的な支配権は、内海の領主たる額賀氏などが留保していたとみることができるとする。

こうした鹿島郡の額賀氏が藤枝弥八郎の商船に与えた過書の写しが宮内文書として伝来したのは、下総国側の商人宮内氏は「小見河衆」に属しており、藤枝弥八郎の商船が小見川に入港した際に、「小見河衆」の代表の宮内氏に提示したものであったからであろう。ちなみに、茶村は、この文書の意義を「舟の事を横合なき為に小見川より伝へしにや」としているが、それは「舟の事を横合なき為に小見川へ伝へしもの」とするべきであった。十六世紀末の香取内海下

流域には、北浦の鹿島領商人衆に属する商船が通行し、小見川を拠点とした「小見河（商人）衆」との軋轢も想定されていた。そのために過書が必要であったのである。

《史料I》での宮内清右衛門尉の商船、やはり宮内清右衛門尉が拵えた「御舟」（宮内文書七号）、そして「塩舟」（原文書一号）も含めて、戦国時代の鬼怒川⇨香取内海地域には、多数の海夫船とともに有力商人（鹿島領商人衆や小見河商人衆）が所持した商船も行き交っていたものと考えられる。こうした状況は、近世初頭の利根川の東遷事業によつて成立する近世利根川水運⇨内川廻しの前提となるものであった。<sup>⑨</sup>

## おわりに

第一章三節で述べた海上氏や鹿島氏（およびその配下にある庶子や従者）による津々を介した「海夫」に対する支配権が、第二章で検証した戦国末期の千葉胤富関係史料にみられる香取内海下流域の船や海民の支配に継承されたのであった。

室町時代の香取内海では、応安七年（一三七四）の海夫注文にみえる下総国側の津は二四津、常陸国側の津が五三津で、合わせて七七津が確認される。かりに《史料E》に記載された「諸浦に十艘」の海夫船が所属していたとすると、香取内海に存在した海夫船は七七〇艘ということになる。こうした海夫船は、戦国末期の香取内海をめぐる北条方の海上千葉氏と里見氏・正木氏（あるいは上杉氏や佐竹氏）との合戦において、軍船として徴発され、海戦に投入された。もちろん、海夫（海民）も兵士や水主などとして動員されたのである。

う。

また、戦国末期の香取内海には、下総国側の海上の宮内氏や常陸国側の大船津の藤枝氏などの商人が所持する商船が通行しており、香取内海の津々を支配下においた内海の領主たち（海上千葉氏・国分氏・鹿島氏・額賀氏・築田氏など）は商船に過書を発給して保護したり、役船として支配下におこうとしていた。当該地域での戦国の争乱は、香取内海の支配権をめぐるもので、香取内海の海夫（海民）や海夫船、商船と商船を所持した商人衆を獲得するための争いであり、鬼怒川⇨香取内海地域の流通をめぐる争乱であった。

## 註

- (1) 鈴木哲雄『中世関東の内海世界』（岩田書院、二〇〇五年）の第Ⅱ部「中世の香取内海世界」・第Ⅲ部「中世香取社と内海世界」など。同「鬼怒川⇨香取内海の地域世界」（地方史研究協議会編『海洋・内海・河川の地域史―茨城の史的空間―』雄山閣、二〇二二年所収）も参照。
- (2) 網野善彦『海民の社会と歴史（二）』（『社会史研究』二号、日本エディタースクール出版部、一九八三年）、同『日本中世の非農業民と天皇』（岩波書店、一九八四年）
- (3) 佐藤博信「常総地域史の展開と構造」（同「中世東国の権力と構造」校倉書房、二〇一三年。初出二〇一〇年）、横田光雄「戦国期の小見川と種徳寺」（『千葉史学』五五号、二〇〇九年）。同様の視点から、飛田英世「中世鹿島社と大船津」（『千葉県立天利根博物館調査研究報告書』八号、一九九九年）は、中世鹿島社の大船津（津宮）を霞ヶ
- (4) 浦・利根川下流域の水運史に位置付けている。「香取内海下流域」とは、下総国海上郡と常陸国鹿島郡に挟まれた流域（現在の利根川下流域、香取市あるいは潮来市・鹿嶋市から下流）としておく（図2参照）。
- (5) 外山信司「原文書」と戦国期の海上氏について」（佐藤博信編『中世東国史の総合的研究』（研究報告書）千葉大学大学院、二〇一二年）。千葉胤富に関する基本文献には、小笠原長和「戦国末期における下総千葉氏」（同「中世房総の政治と文化」吉川弘文館、一九八五年。初出一九七〇年）がある。小笠原も触れるが、「千葉大系図」によれば、栗飯原胤次の妹に「海上山城守妻」とあり、さらに「後海上山城守・府中大掾清幹・千葉胤富妻」とあり、「さら」と注記されている。「海上山城守」は二代にわたる官途であり、胤富は栗飯原胤次の妹がうんだ「海上山城守」の娘に婿入りしたわけで、義兄弟には二代目の「海上山城守」や「府中大掾清幹」（常陸大掾家の養子なったものであろう）などがいた。また「千葉大系図」では、栗飯原胤次について「下総国小見川城に居し、千葉介胤富佐倉城に移るの後、森山城を賜う」とある。なお、栗飯原胤次の後継者光胤は、「実は北条氏康の九男」であり、光胤の後継者俊胤は、千葉介胤富の次男で「東庄森山城に居す」とある。
- (6) 滝川恒昭「戦国期房総における流通商人の存在形態」（千葉歴史学会編『中世東国の地域権力と社会』岩田書院、一九九六年所収）。『千葉県の歴史 資料編 中世5』補遺（県外文書）所収「茨城県」二「常総誌料」所収宮内文書。引用にあたっては、該当箇所「宮内文書一号」などと略記する。

- (7) 外山信司「原文書」に見る森山城（石橋一展編『下総千葉氏』戎光祥出版、二〇一五年所収。初出一九九二年）、同「千葉胤富条書」について（『千葉市立郷土博物館研究紀要』二六号、二〇一〇年）など。
- 『千葉県史料 中世編 諸家文書補遺』所収「千葉市立郷土博物館所蔵文書〔原文書〕」。引用にあたっては、該当箇所「原文書一号」などと略記する。
- (8) 鎌倉時代から室町時代の海上氏については、千葉県海上郡教育会編『千葉県海上郡誌』（同会、一九一七年）の第二章・第一三章、小笠原長和「下総三崎荘の古寺と海上千葉氏」（前掲『中世房総の政治と文化』所収。初出一九九九年）、篠崎四郎編『銚子市史』（国書刊行会、一九八一年）の第三章「中世」、横田光雄「九条家領下総国三崎荘について」（『千葉県史』四二・四三号、一九九二年）、同「下総円福寺と守護、国人」（『国史学』一五一号、一九九三年）など参照。
- (9) 『銚子市史』は、居城を同郡舟木郷中島城とする（二二〇頁）。
- (10) 『鎌倉遺文』第二卷九六〇号（下総香取旧大禰宜家文書）。「三崎庄」・「同加納横根」の次に「同加納須賀三郷」とある。
- (11) 三崎荘（海上荘）については、『角川日本地名大辞典』12 千葉県「みさきのしょう 三崎荘」および『日本歴史地名大系』12 千葉県「みさきのしょう 三崎荘・海上庄」参照。『吾妻鏡』において片岡常春の所領が「三崎庄、舟木、横根」とあるのは、ほんらい三崎荘Ⅱ海上荘（海上郡）ではなく、横根郷は三崎荘の加納地であり、舟木は荘外の舟木郷であったものであろう。先にふれたように、千葉氏系の海上行胤は、「千葉大系図」では、「船（舟）木」と号し、同じく教胤は「横根郷主」とあった。
- (12) 鈴木哲雄『中世関東の内海世界』（前掲）第Ⅱ部第四章「香取内海の歴史風景」（初出一九九四年）
- (13) 木村修「東部常総国境地域の木内氏関係史料」（『千葉県立中央博物館研究報告—人文科学』六号、一九九三年）。この論考には「木内氏系譜」なども収録されている。
- (14) 坪井良平『日本古鐘銘集成』（角川書店、一九七二年）の「二二二長勝寺鐘」。右の木村論考に、木村による現物との校合の成果が載せられている。なお、清拙正澄などの渡来僧については、村井章介「渡来僧の世紀」（同『東アジア往還』朝日新聞社、一九九五年。初出一九九二年）や同『日本中世の異文化接触』（東京大学出版会、二〇一三年）の第Ⅱ部の諸論考など参照。
- (15) 木村修「東部常総国境地域の木内氏関係史料」（前掲）は、木内胤長を「千葉大系図」に載る東胤頼の孫（木内胤朝の子）の「胤長」（下総五郎）に比定する説（『日本歴史地名大系』8 茨城県の地名）の「長勝寺」の項を紹介しているが、年代が合わない。「千葉大系図」にはもう一人、木内胤朝の子行胤の孫に「胤長」がいる。この「胤長」は、「同（下総）十郎」あるいは「元弘三年（一三三三）五月廿二日、鎌倉合戦於葛西谷討死」と注記されており、年代的にはこの「胤長」を道暁に比定すべきであろう。
- (16) 『茨城県史料 中世Ⅱ』所収「根本寺文書」。
- (17) 横田光雄「戦国期の小見川と種徳寺」（前掲）
- (18) 『茨城県の地名』（前掲）の「根本寺」の項。
- (19) 村石正行「売買契約と売寄進」（同『中世の契約社会と文書』思文閣出版、二〇一三年。初出一九九七年）。「買寄進」の意味をどのよ

- うに考えるか、村石は「買得即時寄進型売寄進」という理解を示しているが、さらに検討が必要であろう。
- (20) 横田光雄「戦国期の小見川と種徳寺」(前掲)。佐藤博信「常総地域史の展開と構造」(前掲)は、木村修「東部常総国境地域の木内氏関係史料」(前掲)や横田の議論を受けて、木内氏を「蔵本」を兼ねる存在とみている。当然、常陸国側の鹿島氏も内海の領主であった。戦国時代における小見川の栗飯原氏、香取内海の下総国側の東氏や国分氏と、常陸国側の鹿島氏・木滝氏・大掾氏や鹿島社当禰宜中臣氏との婚姻・入嗣関係や軍事的連携についても、横田や佐藤が関係系図などから詳述している。なお鹿島神宮の当禰宜と東氏、同じく総大行事と国分氏の結びつきについては、村井章介「鹿島社領」(講座日本荘園史 5 (吉川弘文館、一九九〇年)が指摘していた。
- (21) 鈴木哲雄「鬼怒川Ⅱ香取内海の地域世界」(前掲)。なお、「海夫注文」については、鈴木哲雄「海夫注文の史料的人格」(同『香取文書と中世の東国』同成社、二〇〇九年。初出二〇〇四年)参照。
- (22) 『南北朝遺文 関東編』第五卷三七三三号(下総香取大禰宜家文書)
- (23) 同右三七三七号(下総香取大禰宜家文書)
- (24) 同右三七二七号(下総香取大禰宜家文書)
- (25) 「鹿島治乱記」にみえる鹿島氏と千葉氏や千葉氏一族(東氏・木内氏)との関係については、飛田英世「鹿島中世回廊」(鹿島町文化スポーツ振興事業団、一九九二年)第三章参照。
- (26) 黒田基樹『戦国の房総と北条氏』(岩田書院、二〇〇八年)第一章「下総千葉氏の領国支配」。なお、「千葉県の歴史 資料編 中世5」の「記録典籍」及び「千葉県の歴史 別編 年表」も
- 参考にした。
- (27) 石渡洋平「戦国期下総海上氏の展開と動向」(『駒沢史学』八三号、二〇一四年)。
- (28) 外山信司「原文書」と戦国期の海上氏について」(前掲)
- (29) 室町・戦国時代の南常陸と東下総の領主層の政治的・軍事的関係については、佐藤博信「常総地域史の展開と構造」(前掲)が詳しく論じている。
- (30) 「千葉大系図」の胤富の注記には、「永禄二年(二五五九)、謙信関宿を攻める。同四年謙信小田原合戦、胤富援兵を出し勝を得る。同時白井・小弓両城、里見義弘のために城陥、胤富自発し悉く里見の勢を討ち、攻めて両城を取る。又多兵をして佐竹の勢に向かわしむ。同七年(二五六四)正月、北条氏康・氏政、里見義弘・太田三楽と国府台に合戦す。胤富進発し、討つて之を敗る。同三年、謙信白井城を攻める。胤富対陣し、悉く之を討つ。同九年(二五六六)三月、また謙信・結城晴朝多兵を率いて白井に襲来す。胤富出張突戦し、敵敗退。同十二年、信玄氏康と対陣す。胤富出馬し、四月に及び帰陣す。」とある。
- (31) 外山信司「原文書」に見る森山城」(前掲)
- (32) 滝川恒昭「戦国期房総における流通商人の存在形態」(前掲)
- (33) 『戦国遺文 房総編』第二卷一〇二四号(香取新福寺文書)
- (34) 『千葉県史料 中世編 諸家文書補遺』の編者は、石毛大和守(定幹)が出家後の永禄十一年九月までには還俗したとしている。その根拠は差出人の千葉胤富の花押形の微細な変化にあるが、石毛定幹は永禄八年四月二日から同年七月二十日の間に出家し、出家以前が「大和守」で、出家後が「大和入道」

と称したことで矛盾はないのではないかと考えてみた。もちろん、右編者の年代推定は、花押形以外にも各文書の内容と当該期の政治的・軍事的状況なども十分に踏まえたいうでのものであろうが、一つの仮説として石毛大和入道は還俗しなかったのではないかとの推定で「永祿七年香取内海の海戦」を位置付けてみた。先学のご批判をたまわりたい。

(35) 外山信司「千葉胤富条書」について(前掲)は、常陸に移った海上宮内大輔と下総の海上蔵人との対立を前提に理解すべきこととしている。なお、石渡洋平「戦国期下総海上氏の展開と動向」(前掲)は、「海上宮内太輔」「宮内太輔」を「宮内兵衛」と読むべきとするが、「太(大)輔」と読む『千葉県史料 中世編 諸家文書補遺』の釈文にしたがった。なお、『戦国遺文 房総編』第二卷一二五四号も石渡と同様に「宮内兵衛」としている。

(36) 築田氏による関宿支配と関宿から佐倉までの「常陸川水系」の河川交通の具体像については、阿部浩一「戦国期関東の二大水系と伝馬・宿」(同『戦国期の徳政と地域社会』吉川弘文館、二〇〇一年。初出一九九五年)が詳しく論じている。また、早くには、小笠原長和「東国史の舞台としての利根川・常陸川水脈」(前掲『中世房総の政治と文化』所収。初出一九八〇年)があった。

(37) <http://www.tcs-net.ne.jp/~hamataku/komonjyo.html> (WEB濱宅資料館「宮本茶村考証古文書」)に掲載された写真より釈文させていただいた。ホームページ開設者に御礼申しあげる。

(38) すでに、佐藤博信「常総地域史の展開と構造」(前掲)は、常陸鹿島の額賀幹勝が大船津の藤枝氏の商船を「判□船」(御

用船と認めたものとしている。

(39) 鈴木哲雄「鬼怒川―香取内海の地域世界」(前掲)

受領日 二〇二二年九月二〇日  
受理日 二〇二二年一月二日



